午前10時開会

○友永修議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○西田淳一事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○友永修議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から９番田中議員、10番殿本議員を指名します。

○友永修議長

次に、諸般の報告に入ります。

岸監第50号をもって議案説明員の変更報告があり、御配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○友永修議長

これより日程に入ります。

まず、日程第１、認定第１号から日程第３、認定第３号までの３件を一括議題とします。

本各件は、決算常任委員会に審査を付託中のものでありましたが、今般、その審査を終了した旨の報告がありましたので、この際、当該委員長の報告を求め、本会議における審議を続行します。

本各件について、委員長の報告を求めます。西田委員長。

（西田武史委員長登壇）

○17番　西田武史議員

御指名によりまして、決算常任委員会に付託されました認定第１号から認定第３号までの３件についての審査の経過並びにその結果につきまして御報告申し上げます。

本各件は、去る８月25日、本委員会に審査を付託されたものでありまして、その後、９月８日から９月11日まで審査いたしました。この間、一般会計、特別会計及び企業会計について、適正かつ効果的な予算執行がなされたか、本市が抱える様々な課題や市民サービスの向上にどう取り組んだかといった視点から慎重に審査を行いました。

令和７年度は、依然として社会保障費が伸びる中、物価高騰が続き、頻発する自然災害などへの迅速な備えも求められ、想定外の財政支出にも備えなければならない厳しい社会情勢において、限られた財源をベースに、市民の命と生活を守ることや市の発展に寄与する施策が執行されたものとして、本決算を評価する意見がありました。

また、本決算は引き続き黒字となったが、本市の財源は国、府の交付金等に大きく依存しており、来年度からの時限的な消費税減税により、特に物価高騰対策の交付金等については減額や廃止される可能性もある中で、市民が市に期待するサービス水準を維持できるよう、他市に比べて劣らぬ取組を求める意見がありました。

採決の結果、いずれも適正な予算執行であったことから、ただいま御配付しております報告書の写しのとおり、満場一致をもって認定することに決定した次第であります。

なお、審査過程において、各委員から、これからの市政運営に反映されるよう要望が出されております。

一つ、ふるさと寄附事業については、単に１つの事業を実施するための財源ではなく、岸和田をもっとよくしたいという市民の思いにつながる財源となるよう進められたい。

一つ、職員安全衛生事業については、職員が健康で意欲を持って安心して職務を遂行できるよう、産業医などの専門的な意見を十分に取り入れ、やりがいを持って働く

ことのできる職場環境づくりに取り組んでいただきたい。

一つ、図書館運営事業については、新図書館整備に向けて速やかに計画を策定するとともに、他の大規模工事とバッティングせぬよう庁内で調整されたい。

一つ、都市政策調査研究事業については、ＥＢＰＭブートキャンプなど、データや客観的な根拠に基づく政策形成の研修実施にとどまらず、今後さらに庁内でＥＢＰＭの実践を広げ、定着させていただきたい。

一つ、戦没者遺家族支援事業においては、平和の伝承と継承の観点から、担当課のみならず、教育委員会など関係する部局、団体との連携を行い、戦没者追悼式の在り方について見直されたい。

一つ、岸和田市立小中学校の適正規模、適正配置実施計画については、市民の声を聞き、現計画を見直されたい。

一つ、自殺予防対策事業については、必要なときに必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知だけでなく、関係各機関との連携をさらに深め、一人一人に寄り添った支援体制の充実に努めていただきたい。

一つ、港湾振興事業の木材コンビナート貯木場の利活用に係る埋立て整備については、本市の地域経済を持続的な発展へと導く大きな起爆剤となり得る重要事業であることから、早期事業化に向け、国及び府への働きかけをより一層強化していただきたい。

一つ、交通政策検討事業については、自動運転バスの実用化に向けた公道実証走行を継続するとともに、交通マナー向上を含めた啓発活動も併せて行われたい。

一つ、岸和田城をはじめとする観光施策については、入場者数だけではなく、国内外からどのような方が訪れているのかなど、可能な限りデータを把握、分析し、今後に生かしていくとともに、観光プロモーションについても、その後の来訪や認知度向上などの効果検証をし、交流人口の拡大や地域経済への波及につなげられたい。

一つ、自転車競技事業については、第２期施設整備計画を早期に実現するため、原資となる施設改善基金の積み上げと、民設民営も含めた選手宿舎の在り方及び都市公園の位置づけの検討を早期に進められたい。

一つ、官民にかかわらず、岸和田市民病院を含む多くの病院が経営難に苦しんでいるため、国に対して診療報酬の引上げを強く要望されたい。

以上を申し添えまして、本委員会における認定第１号から認定第３号までの３件についての審査結果の報告といたします。

○友永修議長

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

決算については反対しようがありませんので、８点、改善提案を求めて賛成討論といたします。

１番、資料について。６月22日、公園緑化協会事業報告書など、資料の提示の在り方を指摘しましたが、決算委員会においても、決算書と決算についての説明書について、林業や農林水産業の繰越明許費を省いているがために執行率が低くなっているように見えてしまう資料の見せ方について、市民が見えやすいように作成している説明

書ですから、概要版としての表記については工夫を提言しました。

２番、競輪事業収入については、どこの競輪場でもネット投票がほとんどとなっている中、ギャンブル依存症対策も始まり、売上げの鈍化が予想されます。2001年度の共同開催市の撤退、１億5456万余円の赤字だけではなく、市民病院から９億9000万円の借入金まで計上した時代が再び訪れることのないよう、競輪場の運営に係る労働者雇用や経済循環を起こすためにも、場内来場客数を増やす数値目標をどのように達成していくのか。売上げの立っている今だからこそ危機感を持っていただきたいし、市長部局も経常経費である小中学校パソコン整備事業を、競輪収入を当てにしなければならないほど経常収支比率が高いわけですから、企画や広報部門を横串を刺して、共に協力して、場内入場者の確保と増加への注力を提言します。

３番、観光振興事業については、私の10年がかりの交渉を経てジャパン・フィルムコミッションに参画がなされ、選定に至らなかったとはいえ、海外やネットフリックスからも撮影候補地のお問合せを多数頂き、ようやく始まりつつあると喜んでいます。

ここでも、かつて約15軒あった市内映画の灯を再びともすため、カンカンにあるユナイテッドシネマと本市職員らによる映画同好会の連携や、プロスポーツなどの地上波放送が減りつつある中、試合の臨場感を楽しめる中継をスポーツ振興課と共に企画をするなど、協力し合うよう提言します。

４番、消防団員については、殉職または負傷した際、遺族や本人に支給される賞じゅつ金の支出はなかったとはいえ、その制度が必要な危険な任務でありながら、いまだに時給換算すれば1000円と、本市消防士の半分程度であることから、せめて火災現場に出動した際は、同一労働同一賃金の考え方で、消防職員同様の報酬支給への条例改定によって、現場活動に対する対価の正当な評価を求めます。また、水防団については、提言にある厚みのある防寒服への見直しを評価します。

５番、有害鳥獣対策等対策事業では、アライグマの出産・授乳・育児期である春と農作物の収穫期にアライグマの活動量が高くなり、捕獲檻の貸出しの申請件数も多くなっていることで市民にお待ちいただくこともありましたが、有害捕獲隊から捕獲檻10台寄贈を受けたとのことです。しかし、有害捕獲隊へ充分とは言えない330万円の委託料を支払っている経費から再度市へ返還させるような支出については、農作物被害に対して冷酷な農協に請求をすべきだと求めておきます。

６番、教員研修については、幼小中全ての教員研修の合計金額は151万7000円と、今年度予算でも少ない教員研修費は、国や府の費用負担なしのプログラムがあるものの、研修の回数が限られたり学校のニーズと一致しないことが懸念されていますので、必要な費用であるのはもちろんですが、学校の予算が２万円では遠方や著名な講師を呼ぶことはできませんし、現場研修は教員個人の自費に頼っているようでは、所得格差が広がる社会で、子供も体験できない、教員もできない状態となれば、誰が子供たちに現場を見て血の通った言葉で伝えられるのかと、子供のうちに培うべき豊かな感情が失われていくのではないかと心配になりますので、予算確保は必須だとくぎを刺しておきます。

７番、学校図書については、当選直後の2023年９月議会より指摘をはじめ、2022年度決算で文科省交付金が約7000万円であったところ、その半分以上の約4000万円を図

書ではなく一般財源として使っていたものから、昨年度は3524万円の交付金に対して、それを超える3623万円の予算が措置され、うち3453万円が図書購入等に使われ、交付金ベースで98％、予算ベースで95％の予算が執行されるように、まだ一般財源繰入れがあるとはいえ改善がされたところです。

この交付金は、文科省が1993年に公立の小中学校などの学校図書館に備えるべき学校図書館図書標準蔵書数の目標値を策定したことで始まった学校図書館図書整備等５か年計画によるもので、今年度をもって終わる第６次計画として続いていますが、本市で質問をしたのは、2002年９月17日に藤浪議員、2003年３月４日に小寺議員しかおらず、私のように毎年増やすようしつこく質問し続けた議員はいません。

しかし、その甲斐あって、２人の議員が全国でも最低のレベルだと言われていた蔵書数が、小学校で充足率が80％弱から100％、平均89.5％、中学校で50％強から90％弱、平均69.8％と進み、充足率の低い学校には重点的に予算配分がなされ、蔵書の入替えも進むようになり、広い視野を持つために必要な新聞では、小学校が１校当たり３紙、中学校が５紙で、国目標を上回るようになりました。

先進的にＩＣＴ教育を導入した北欧や北米などで、現実に読解力、集中力、学習効果の低下と健康への悪影響が見られたため、紙の教科書等への回帰が見られていることは、電子書籍を配架していない学校図書室が時代遅れではなく最先端となり得る要素でもありますので、競輪収益より教育基金として積み立てられた６億7000万円による、質の上がった図書を生かす学校司書の正規職員としての配置を求めます。

最後に、委員会で気になった点を指摘します。

中岡委員は、元の職場で職責を果たさなかったことを、さも宝でも見つけたかのように、６月の事業常任委員会に引き続いて質問していました。ＢＭＸの委託事業は、事業報告書へ掲載の有無にかかわらず、その内容について質問は可能であるにもかかわらず、実質審議がなく、決算委員としても職責を果たさないことの上塗りをされているのかといぶかりましたが、広報事業への質問では、市民の声を大切にされているなと感じました。

これは、最新として公表されている2023年度大阪市行政不服審査会への審査請求数が243件で、うち民主主義の根幹たる情報公開関係は167件となっている維新の代表的な議会である大阪市のことを、維新本部の副総務会長であられる中岡議員は充分御存じな上で。

○友永修議長

高比良議員、ちょっと議題から外れていますので注意してください。

○５番　高比良正明議員

もう終わりますので、失礼します。

本市について、そこを問わなかったのは、市民の苦情は聞いてもよいが、それ以上は寄らしむべし知らしむべからずで、議員特権には踏み込ませるなとの警鐘かとも邪推しながらお聞きをしました。

委員会では、質問からかなり外れた委員の発言も見受けられ、西田委員長と各委員も笑みを浮かべてその演芸を聞いておられました。

９月４日、私は予算副委員長として、井舎委員の発言が外れているので止めるように松本委員長にお伝えしましたし、米田議員が委員長をしている際の名さばきを各議員は見ているはずです。

会議がその長により、職員からあきれられるほどの議員の無知な発言を許すのは寛

容とは言いませんので、議会として議長、委員長の能力向上の研修を行うことも併せて提言をし、討論といたします。

○友永修議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより、認定第１号から認定第３号までの３件を一括採決します。

本各件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

お諮りします。本各決算は、委員長の報告のとおり認定することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各決算は認定されました。

○友永修議長

次に、日程第４、市議案第７号ペット霊園設置に関して規制を求める意見書を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。反甫議員。

（11番　反甫旭議員登壇）

○11番　反甫旭議員

ただいま上程されました市議案第７号ペット霊園設置に関して規制を求める意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

ペット霊園設置に関して規制を求める意見書

近年のペットブームに伴い、ペット霊園の需要が高まっており、こうした施設は全国各地に設置されている。

しかし、ペット霊園は、墓地、埋葬等に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象とならないことから、特別な規制がなく、建築基準法等の一般的な規制の下で建築が可能となっている。

ペット霊園の設置や管理運営をめぐっては、ペットの火葬や埋葬に伴う衛生上、環境上の問題など、事業者と地域住民との間で多くのトラブルが発生していることから、トラブルを経た堺市では、令和４年に堺市ペット霊園の設置等に関する条例が施行され、令和７年の11月１日時点で122自治体において条例制定がなされているなど、各自治体がそれぞれの地域の事情に応じた独自の条例や要綱等を制定して対応している。

当該問題は、一部の地域だけに起こるものではなく、ペット霊園や火葬、埋葬事業に関する統一的な設置、運営基準の創設、届出義務や構造基準の明確化、所在が不明確になりがちな移動火葬車への営業届出制や、公園や住宅密集地での稼働の制限を含む全国一律の取締り、規制基準の確立、是正勧告に従わない場合における事業者名の公表、その他罰則等、根本的な問題解決に資する広域的な基準を定めた法令等が必要不可欠である。

よって、国会または政府は、ペット霊園の設置等に伴う地域住民の不安を厳粛に受け止め、良好な生活環境を確保するため、下記の措置を講じるよう強く求める。

１つ目、ペット霊園に関する法整備を早期に行うこと。事前協議、許可制の導入、立地、距離制限、移動火葬車の届出、制限、罰則、公表。

２つ目、ペット霊園の運営実態を監視するとともに、ペット霊園をめぐる様々なトラブルに迅速かつ適切に対処できる体制を国の責任において整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により

意見書を提出する。

以上、議員各位の満場の御賛同をお願いし、市議案第７号の提案理由の説明といたします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。小西議員。

○１番　小西拓槙議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第７号におきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、小西議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第７号を採決します。

お諮りします。本件は、原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第５、市議案第８号ドナーミルクの利用拡大を求める意見書を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

ただいま上程されました市議案第８号ドナーミルクの利用拡大を求める意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

日本では、衛生度や清潔度が高く、医療水準も世界トップクラスと言われています。

しかし、出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児が約10人に１人の割合で生まれており、特に医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らし、命を守るため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や極低出生体重児で生まれた場合、何らかの理由で母親から十分な母乳が得られないケースがあり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

母乳が出るまでの命のつなぎとなるドナーミルクは、母親の負担を減らすだけでなく、乳児に対しても、人工乳に比べて重い腸の病気である壊死性腸炎の発症リスクを大幅に下げると言われているように、免疫力が低い赤ちゃんの感染症や合併症を防ぐ効果が認められている。

そのような重要なドナーミルクは、現在、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの２法人が国内３か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、食品なのか医薬品なのかといった法的な定義すら明確でなく、法的な仕組みとしては位置づけられていない。

利用においても、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

また、ドナーミルク自体の社会的認知は決して高いと言えない現状にあるため、産婦健康診査や産後ケアの場を活用し、母乳を寄附してくれるドナーを増やす周知を行うこと、医療現場や国民に対してドナーミルクの重要性を広く発信することが喫緊の課題である。

したがって、国会または政府においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

１番、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化すること。

２番、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。

３番、産婦健康診査時や産後ケア等の場を活用し、情報提供の機会をさらに広げること。また、ドナーミルクの重要性や正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年９月16日

岸和田市議会

以上、議員各位の満場の賛同をお願いし、市議案第８号の提案理由の説明といたします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。西田議員。

○17番　西田武史議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第８号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、西田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

地方議員として、政府の批判を報道で知

るのと同時に、その方向性を知ることも大事です。公明党が与党であった時期、私は公明新聞で情報収集をしておりました。今でも政党新聞に目を通すことはあり、本件意見書は、まさにその成果というべきものとなります。

2026年５月、公明党地方議会局は、各地方議会で採択し、政府、国会に提出を目指す全国共通意見書の１つとして、ドナーミルクの法的位置づけの明確化や周知啓発の促進などを国に求めるドナーミルクの利用拡大を求める意見書を各党所属議員に示し、全国での取組を推進しています。

それに先駆け、公明市議及び県議などの働きかけで、神奈川県川崎市立川崎病院は昨年10月から一般財団法人日本財団母乳バンクから提供されるドナーミルクの活用を開始し、神奈川県全体では今年度からドナーミルクを利用できる病院や母乳バンクのドナー登録が可能な施設を増加させるドナーミルク利用支援事業がスタートし、大阪府でもドナーミルクの普及促進と医療機関の経済的負担軽減の補助事業などが施行されています。

また、今年６月13日付の公明新聞では、「「ドナーミルク」普及さらに」として、低出生体重児の免疫向上や感染症予防における重要性、ドナー登録施設、認知度の不足といった課題を報じており、それらに呼応して、大阪市、堺市、吹田市、高槻市などで本件意見書が採択されるに至っています。

私はこれまでも公明党に対しては、堺市議会で質問中にタブレットでガンダムゲームを行っていた大林健二議員をただし、宮本恵子幹事長からも謝罪を受けており、今回も本来、本市公明が提出すべき本件意見書について私が提出することで、大聖人とあがめられるやもしれませんが、その気持ちは母子にささげ、女性の負担を望み続ける反対者に対してこそ公明の皆様の得意技を披露するよう説法して、賛成討論といたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第８号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第６、市議案第９号非核三原則の堅持と法制化を求める意見書を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

ただいま上程されました市議案第９号非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

1967年、佐藤栄作首相は国会で、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとする非核三原則を表明し、1971年には衆議院でこれを堅持する決議が採択された。

地方自治体においても、1975年には神戸港における核持込みを防ぐための非核神戸方式が神戸市議会によって採択され、

2025年３月24日、非核証明書の提出を拒み続けた米海軍掃海艇ウォーリアが神戸港、摩耶埠頭に入港するまでは堅持されてきた。

日本は、唯一の戦争被爆国として、この三原則を国是と位置づけ、国際社会の信頼を築き上げてきた。

しかし、本年８月６日広島及び９日長崎での高市首相挨拶では「堅持している」と現状説明を述べるにとどまり、歴代首相の「堅持しながら」「堅持しつつ」と今後の方向性を示すものではなかった。

高市首相は就任前、三原則の持ち込ませずが米国の核の傘の実効性を弱めかねないと主張しており、非核三原則のうち、持ち込ませずの見直しを図ろうとしているのではないかとも想定されている。

岸和田市は1973年３月14日に核兵器廃絶・平和都市宣言を行い、1988年度には日本非核宣言自治体協議会に加盟をし、二度と被爆の惨禍が繰り返されることのないよう、三原則の堅持と恒久平和の実現を市民の強い決意として表明してきた。

しかしながら、昨今の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化を背景に、一部では核共有、核シェアリングや非核三原則の見直しに言及する議論も散見される。

戦後81年が経過し、被爆者の高齢化が進む中、彼らが自らの体験と証言を通じて築き上げてきた核兵器の使用をタブーとする世界的規範を後退させるような議論は、断じて許されない。

全国47都道府県中第46位の面積である一方、人口では全国第３位、密度では２位の人口密集地域の大阪府内で約18万5000市民が居住する本市において、万が一核爆発があれば、その被害は甚大であることからも、非核三原則の厳守は、市民の生命と平穏な生活を守る上で極めて切実かつ現実的な課題となる。

今こそ日本国は、平和憲法の理念に基づき、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として、核兵器のない世界の実現に向けた国際的なリーダーシップを一層発揮すべきときである。

よって、国会または政府は非核三原則を将来にわたって不動の国是として堅持するとともに、下記の事項について、迅速かつ誠実に対応するよう強く要望する。

１番、非核三原則を将来にわたって厳守し、その実効性を高めるため、法制化を含めた措置を講じること。

２番、持ち込ませずの原則を形骸化させることなく、核共有などの検討は行わず、唯一の被爆国としての平和の根幹を守り抜くこと。

３番、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担い、核兵器禁止条約への関与を含め、核兵器廃絶に向けた外交的努力を主導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年９月16日

岸和田市議会

以上、議員各位の満場の賛同をお願いし、市議案第９号の提案理由の説明とします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。中岡議員。

○４番　中岡佐織議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第９号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、中岡議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

本意見書は、６月議会に提出しながらも、幹事長会において公明、維新、無所属、未来、次世代の反対によって上程されなかった武器輸出全面禁止原則及び非核三原則を堅持し、平和国家を維持するよう求める意見書に準ずるものですが、今回、改心された会派もあり、本会議で市民に公開されるものです。

核兵器廃絶に関しては、全世界での廃絶を訴え続けた、広島の爆心地から２キロで被爆された張本勲さんが９月９日亡くなられましたが、他にも多くの有名人の方が表現しています。

代表して長崎の３人を挙げますと、今年６月亡くなられた美輪明宏さんは、10歳で爆心地から約４キロの自宅で被爆をしており、当時の被爆地を「阿鼻叫喚の地獄だった」と言われ、コンサートでは自身の代表曲「ヨイトマケの唄」と共に、子を抱きかかえたまま亡くなっていた母親たちの姿に触れています。

親族が被爆をした、さだまさしさんは、長崎から世界へ平和を訴えたいという強い意志を、あえて広島の日に、長崎から広島へ向かって平和を歌うとして、1987年から2006年までの20年間、８月６日に、爆心地から数キロ離れ、多くの被爆者が逃れ、救護所が置かれた稲佐山で無料の野外コンサートを行い続け、被爆80年となる昨年にも19年ぶりに開催されています。

その３日後の８月９日には、父親が被爆した被爆２世の福山雅治さんが、原爆の熱線と爆風で幹の半分以上を失いながらも再び新芽を吹いた柿の木、イスノキ、ツブラジイ、カシの木などを代表する被爆クスノキを題材とした「クスノキ」を約5000人の合唱隊と披露し、平和への祈りを届けました。

また、当日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典では、2000年より、若い世代から平和への願いを世界に向けて発信するとして、原爆によって大きな被害を受けた城山小学校と山里小学校が交互に行ってきた児童合唱が、初めて２校の合同合唱として「クスノキ」を奉納しました。

この曲は、作詞作曲をした福山さんが、核兵器、原子爆弾、戦争を直接的な表現ではなく、残したいもの、伝えたいもの、そして生きたかった時間として、山王神社の被爆クスノキの目線により音楽で表現した作品です。楽曲の利益の一部は、現存する被爆樹木の保全、保護を行う長崎クスノキプロジェクトとして、長崎市のクスノキ基金に寄附されています。

ロシアやアメリカがウクライナやイランに対しても核爆弾を使えない現実すら知らず本意見書に反対する議員には、今回述べ

た平和への思いを踏みにじるだけではなく、張本さんが語っていた、戦後長きにわたって被爆者に投げつけられた、うつるから近寄るなという偏見や差別の心を議会を使って表す卑劣さに激しい怒りを持って抗議し、大江健三郎『ヒロシマ・ノート』より引用して討論を終わります。「原爆の悲惨さを知りながら、なお核兵器の抑止力という幻想にすがりつく者たちは、自らが破滅の引き金に指をかけていることに気づかない。それは、自らの罪悪感を麻痺させるために、過去の犠牲者たちを二度殺すに等しい行為である」。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第９号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

（５番　高比良正明議員退席）

○友永修議長

次に、日程第７、市議案第10号高比良正明議員に猛省を促す決議を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。井舎議員。

（15番　井舎英生議員登壇）

○15番　井舎英生議員

井舎英生です。市議案第10号高比良正明議員に猛省を促す決議について、提案理由を説明いたします。

令和８年８月25日の本会議において、高比良議員の一般質問、市民協議会の市民参加と公開についての質疑中、特定の女性議員に関する文脈において、その人格や尊厳を損ないかねない不適切な表現が用いられた。

当該表現に用いられた言葉は、辞書において、料理屋や居酒屋、宴会などの席で酒の酌をする女性を指すとともに、そのように装った売春婦を指す意味を有する言葉とされている。

さらに、言葉は辞書上の意味だけでなく、歴史的な用法について、どのように受け止められているかも考慮する必要がある。

当該発言は、その全体の文脈から、特定の女性議員がそのような立場で招かれ、それを受け入れて参加したかのような印象を与えかねないものである。

本決議が問題とするのは、単に当該表現に用いられた言葉の辞書上の意味のみではなく、特定の女性議員に関する場面を表現するに当たり、あえてこのような意味を有する言葉を選択し、用いたことである。議会という公的な場における発言として、このような言葉を用いる必要性及び相当性があったとは認め難い。

さらに、その後の令和８年９月４日開催された幹事長会においても同様の表現を再び使用した。このことは、当該表現が持つ意味や、それによって他者の尊厳を傷つけるおそれについて十分な認識を示しているとは言い難く、議員としての言葉の重みを踏まえれば、その姿勢は厳しく問われるべきである。

議会は、市民からの負託を受けた議員が政策や市政上の課題について自由闊達に議論を交わす場であり、議員相互の厳

しい批判や論評も民主的な議論の一種として尊重されるべきものである。

しかしながら、議員の言論の自由は、他者の人格や尊厳を損なう表現まで無制限に許容するものではない。とりわけ、本会議という公の場において、現職の議員をこのような意味を有する言葉と結びつけて表現することは、単なる政策上の批判や政治的論評とは性質を異にするものであり、発言の対象となった議員の人格と尊厳を傷つけるとともに、議会の品位及び市民の議会に対する信頼を損なうものであり、看過することはできない。

また、地方自治法第132条は、普通地方公共団体の議会の会議または委員会において、議員は無礼の言葉を使用してはならない旨を定めており、今回の発言は、同条の趣旨に照らしても極めて不適切なものである。

また、岸和田市議会議員政治倫理条例第３条は、議員が遵守すべき政治倫理基準として、第９号にセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、公序良俗に反する言動をしないことと定めている。今回の発言は、特定の議員について、その尊厳を損なうおそれのある表現を用いたものであり、同号が定める政治倫理基準に照らしても、これに抵触するものと考えざるを得ない。

さらに、岸和田市議会基本条例第21条は、議員に対して同政治倫理条例を規範として遵守することを求め、同条例第24条は、議会及び議員に議会基本条例を誠実に遵守することを定めている。したがって、今回の発言は、本市議会が自ら定めた政治倫理及び議会の基本規範に照らしても、看過することのできないものである。

議員は、この発言が市民に広く伝わる公的なものであることを自覚し、性別を問わず、お互いの人格と尊厳を尊重するとともに、節度と責任を持って言論活動を行わなければならない。

よって、本市議会は、高比良正明議員に対し、今回の発言を重く受け止め、自らの言動を省み、議員としての品位と責任を改めて自覚し、今後このような不適切な言動を繰り返すことがないよう猛省を求める。

以上、決議する。

令和８年９月16日

岸和田市議会

よって、本決議の朗読をもって提案理由といたしました。ありがとうございました。

○友永修議長

ただいま除斥されております高比良議員から、地方自治法第117条ただし書の規定によって、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。高比良議員の入場及び発言を許します。高比良議員。

（５番　高比良正明議員入場・登壇）

○５番　高比良正明議員

品位品格にあふれる議員として、皆様に弁明を大きく３点お教えいたしましょう。

それでは１番から。本決議文について。

本決議文は中岡議員が作成したと思われるもので、中岡議員自らが各議員に賛同を願いに回っていたにもかかわらず、第三者が作成したかのように装ったもので、文章の作成者も責任者も不明であることから、不法手段による主張となりますので、社会通念上認められるものではなく、まして、行政文書として提出をするならば、その職

員は処分対象となるような代物であること。

「文面を読まずに賛同した」と私に話す議員が賛同者に含まれていること。

文中にハラスメントを主張する根拠となる私の発言の提示がないため、必要な要件が満たされておらず、主張、立証している文書とはみなされないこと。

私の発言では、女性である中岡議員を会が盛り上がる目的で酒の場に呼んだとの意味から、お酌をする女性と読んで字のごとく表現をしております。これは決議文中にあるように辞書に掲載されている言葉であり、差別的な俗語ではありません。しかし、文中では、辞書において、料理屋や居酒屋、宴会などの席で酒の酌をする女性を指すとともに、そのように装った、これ、井舎議員は言いませんでしたけども、決議文にあるのであえて言います。売春婦を指す意味を有する言葉とされているとし、あたかも私が中岡議員を、これももう１回言いますけども、売春婦と呼称したかのように記載されています。

○友永修議長

高比良議員、ちょっと言い方が、注意してください。

○５番　高比良正明議員

音量ですか。申し訳ございません。

○友永修議長

音量だけではありません。表現も含めてです。

○５番　高比良正明議員

表現は、決議文に売春婦と書いているんですよ。御自身が。御自身ですか、お作りになられたのは。誰が作ったのか分からない文書ですから、誰を指したらいいのか分かりませんけども。

○友永修議長

高比良議員、注意してください。

○５番　高比良正明議員

はい、分かりました。

これは、こじつけ、または下卑た妄想と言うしかなく、会場であるレストラン日本、主催である春木市民協議会という公的な団体、そして本人が本人を侮辱する常軌を逸した文書ではありますが、本決議が中岡議員本人に対する恥辱であることは、それらが懇親会会場で飲酒を伴う会食をしたとの私の表現と、まるで乱交パーティーを妄想しているかのような決議文の内容を比較すれば一目瞭然です。この矛盾が明白であるからこそ、決議文では私の発言を掲載できなかったこと。

文中には、９月４日開催された幹事長会においても、同様の表現を再び使用したとあります。しかし、当該単語は９月14日幹事長会でも、井舎議員をはじめ複数の議員から発せられております。

14日については、目的を達したからか、同室傍聴していた中岡議員が騒乱を起こすことはありませんでしたが、４日は取り乱し、大声で私の頭上から面罵し続けた後、退席することで、友永議長が「場が混乱してイレギュラーな状態になった」と言うほどになったので会議を止めましたが、中岡議員はそのとがを問われ、14日は幹事長会の同室傍聴を、以後別室傍聴とする処分を受けています。

４日の私の発言について、14日、松本議員は「重ね重ね」と発言しましたが、この議長による中岡議員に対する処分について、差別に無関心な幹事長の皆様は一切反対することがなかったこと。

なお、友永議長からは当該熟語について、取り消されてはいかがですかとの勧めはありましたが、それ以外に他の議員を含めて取消し要請等はなく、14日まで議会全体が問題意識を持っていた証拠はありません。

２番、議会について。

８月25日発言から約３週間後の９月14日まで、４日の中岡議員が取り乱し、幹事長会が中断したときを含めても、全ての議員から原因をつくったとされる私に対して抗議がないこと。

私の発言からは、女性を蔑視する扱いを行ったのは春木市民協議会と読み取れますが、それにつき、どの議員も事実確認、抗議を行っていないこと。

昨年の事業常任委員会では粂原委員長、京西副委員長が、先月は友永議長が私に対して謝罪し、今年６月議会では中井議員から私へのパワハラ加害を市が認定する答弁があり、名誉毀損の罪状で粂原議員、友永議長が、公職選挙法違反で雪本議員と井舎議員がそれぞれ書類送検されており、友永議長に至っては、烏野前議長が証人となり、市に対して訴訟提起されているところですが、そのような争訟問題となったハラスメントについて、議員の謝罪もなく、賛同議員の皆様は無関心であることに加えて、無所属クラブが政務活動費を不当に利用したとして返還させられていることも含め、これら一切の説明、決議などはこれまでなかったこと。

これまで議会が不適切な言葉を発言し続けているにもかかわらず、今になって私に対してのみ言葉狩りをするのは、つじつまが合いません。

公的な文書では不適切とされる文字は、議会議事録では伏せ字とされます。提案議員で例を挙げると、永野市長から極めて不適切な発言として撤回を進言された井舎議員は11回、岩﨑議員や粂原議員も伏せ字とされていますが、これらに対しては決議どころか説明すら行われていないこと。

本決議では女性差別が争点ですが、「嫁」のような公的な文書では不適切とされる文字を、2019年３月12日には井上博議員が、2017年12月18日には稲田悦治議員が使用しているところ、前者では同じ新生クラブの井舎議員も、後者では2020年８月26日、岸和田創生を友好会派と発言する刷新クラブの京西議員も、今に至るも放置し続けていること。まさに鴻毛のごとき友情だと申し上げておきます。

３番、中岡議員について。

８月25日、当該発言を隣席で聞いていた中岡議員から一切抗議などないこと。同日傍聴していた中岡議員の支持者Ｋ氏、春木市民協議会、そして中岡議員の御家族からも抗議がないこと。

中岡議員が取り乱した９月４日については、何点か不可解な点があります。思いがあふれんばかりになった直後、大声で私を面罵し続けたこと。部屋を出た中岡議員は、加害者である私を待っていたかのように、出口前の廊下の椅子に着座をしていたこと。30分ほどの休憩後には再度元気に会議に参加し、議会研修の講師を、維新政治塾で講師をしているとインスタで喧伝している中岡議員に依頼してはどうかと私が提案すると、大声で、「講師ではなくチューターです。日本語を勉強して」と快活に返答があったこと。なお、その際、チューターは日本語かと尋ねましたが、いまだに返答は頂戴しておりません。

そして最も疑問なのが、このような報道をされてもおかしくない決議という手段をあえて大々的に公開して行うことです。被害があったと仮定をして、その修復であれば内密に行われるところ、注目を集めることで二次被害を受けかねない本会議で本件決議をあえて行う必要性があるとするならば、それは数の力で私をおとしめるためと考えるのが自然であること。

中岡議員は維新本部の副総務会長ですが、大阪維新は34役員中、女性役員は23％の８

名で、代表以下主要ポストは男で占められていますし、女性議員の割合を増やすパリテ法やクオータ制を逆差別として反対しており、報道されるようなセクハラやストーカー事件が起きても、党内調査で分かったハラスメント加害の議員名すら公開しない女性蔑視政党ですが、党の体制に何ら異論の声も上げず、許容し続けていること。

８月27日、９月14日に、臭いので配慮をお願いした化学物質過敏症に対する香害に対しては、臭いと言われたことを、今回のように殊さら取り上げず、謝罪も説明もなく、自らの加害責任には口をつぐんでいること。

○友永修議長

高比良議員、少し弁明の範囲を超えておりますので注意します。

○５番　高比良正明議員

はい、そうですか。これ、もう終わりますので。

以上、これらの理由に基づき、本決議は、でっち上げによって私をおとしめることが目的であると判断し、猛省すべきは、これを企てた永野チルドレン及び議員特権を私に公開、是正をされて逆恨みする者だと暴露し、先ほどの意見書採択でお分かりのように、被爆者を踏みにじる者がおのれの局所的な不利益を自らの主張に都合よく利用することは、来原議員お得意の「言語道断である」として、弁明を終わります。

（５番　高比良正明議員退場）

○友永修議長

それでは、提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

河合議員。

○６番　河合達雄議員

まず、先ほどの高比良弁明への反論があれば、お答えください。

次に、決議にある高比良の表現の原因となった春木市民協議会について伺います。

2026年３月11日、予算常任委員会で高比良は、「2024年２月21日の発言に加え、校区長、町会長、市民協議会からも会議に来るなというふうに言われております。地域の議員は私を含めて３人おりますけれども、元校区長との立場で参加する１人以外は、議員であっても市民とは認めていないようです」と発言しています。つまり、井舎議員のみが元校区長として会議などに参加しており、高比良・中岡議員は会議も参加できないとの意味ですが、中岡議員はこれに対して抗議をしましたか。していないのであれば、その理由。

中岡議員が市政報告と称するインスタにはないので伺いますが、市民協議会への会議参加の実績、５月23日土曜日19時半から春木地区公民館にて行われた総会への出席、６月６日土曜日19時からのレストラン日本での春木地区市民協議会懇親会への出席意図が問題となっていますので、その参加経緯、会費金額と誰が支払ったか、会場での参加者及び中岡議員の飲酒の有無。

今回、中岡議員だけが懇親会に招待されたのであれば、これまでの経過からして高比良への差別的扱いとも受け取れますが、それについての市民協議会への質問がなされたか、その回答もあれば教えてください。

また、懇親会の参加者間では、政治家に限らず、挨拶や酌をすることは社会通念上あり得る行為と考えられますが、中岡議員はそのようなことは一切されないと覚悟を持って参加されたのでしょうか。もし、そのような覚悟を持たれたのであれば、これまでの社交の場では社会通念に即した行動をされてきたはずですが、当該懇親会だけではそのようにされなかった理由をお答えください。

○友永修議長

御答弁できますか。井舎議員。

○15番　井舎英生議員

今質問のありました６月４日、春木市民協議会の懇親会がレストラン日本でありました。そこには私と中岡議員も出席をさせてもらいました。その前に、５月に市民協議会の総会が公民館でありました。それも、私と中岡議員もその会議には出席をされて、活動報告というのか、地域の皆さんに議会のほうの説明をしたということであります。

懇親会のほうは、そのときの懇親会への参加について、そういうような、今、実際のお酒をつぐとか、○○（2文字削除）のような行為は一切ありません。市民協議会のほうもそういう目的で当然、両議員を呼んだわけでもないし、それは普通の懇親会でありました。特に問題のあるようなことはなかったんですけれども、高比良議員の一般質問の中では、招待されること自身が○○（2文字削除）としての役割のものかと想像すると。

○友永修議長

井舎議員、ただいまちょっと問題になっている表現について述べられましたので、取り消すことをお勧めします。

○15番　井舎英生議員

はい。

そのような目的で招待されたというような高比良議員の一般質問でしたけども、それはちょっと大きな問題があると思います。

以上です。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

それでは、２回目は決議文の内容について伺います。

決議では、特定の女性議員に関する文脈において、その人格や尊厳を損ないかねない不適切な表現とあり、当該発言は、その全体の文脈から、特定の女性議員がそのような立場で招かれ、それを受け入れて参加したかのような印象を与えかねないものとあります。

９月14日の幹事長会では、何度高比良が問うても、全ての会派の幹事長は決議において問題とされている発言内容を説明できず、当該単語のみの使用について問題だと繰り返すほかなかったのですが、８月25日発言の文脈を、前後を含めて、初めて聞く市民でも意味が分かるように正確に表現し、今述べた決議内容はどのように合致するのか、そしてどう表現を、代替の言葉に置き換えて適切に表現してください。

仮に高比良の発言が問題だとした場合、そのような不適切発言は、議事録では伏せ字となります。提案議員らの伏せ字は、井舎議員、2020年２月20日11文字、同年６月15日９文字、2022年２月22日631文字、317文字、2023年６月20日１文字を２回、2024年２月29日８文字と４文字、２文字を３回、ここでは前市長から「そういうふうに発言されたのは極めて不適切な発言だと思うので、撤回されたほうがいいんじゃないかと思っています」と指摘されています。同年６月19日２文字、岩﨑議員2023年12月７日487文字、文字数が最多の桒原議員2021年３月９日2227文字削除となっています。前市長も2022年２月22日308文字、2023年９月12日38文字、2023年９月13日４文字が削除されています。

このように繰り返し議事録では伏せ字となっている、つまり、今回同様不適切な文言が過去にあったにもかかわらず、それらについては、一度も決議どころか問題だと全員協議会なども開かれることがなかった理由は何でしょうか。是認していないとするのであれば、そのときの具体的対応と再発防止がなされていないわけですから、野

放しになっている理由についてお答えください。

次に、議会や高比良のこれまでのハラスメントに対する態度について伺います。

高比良は議会改善を続けていますが、中岡議員を含めた女性議員への配慮を高比良が求めた具体例を示し、それらが高比良提案以前に議会が自主的に改善しなかった理由を教えてください。

決議では高比良が加害者の立場ですが、被害者となっている事例もあります。今年６月議会では、中井議員からパワハラ被害を市が認定する答弁を得ていますし、名誉毀損として来原議員、友永議長は刑事告訴されており、友永議長に至っては、烏野前議長が証人ともなり、市に対して訴訟提起されているところです。

高比良は議員によるハラスメント加害防止条例案を提起し、橘川議員への加害について、当該議員を議場で謝罪もさせているように、ハラスメントに対しては被害者、または寄り添う姿勢が見られているところですが、これら議会が知り得るハラスメント被害について、各議員が被害者支援をされた具体例をお示しください。

○友永修議長

井舎議員。

○15番　井舎英生議員

８月25日の一般質問において、まだ議事録というのは、会議録が出てませんから、私は、録音されたものがありまして、それを何回も確認をいたしました。どのような文脈かというと、彼女の、彼女というのは当該女性議員ですけど、自称市政報告のインスタでは、ふだんの会議への出席報告もなく、役員でもありません。それでも懇親会へ招待されているならば、○○（2文字削除）としての役割のものかと想像するほかないわけです。

○友永修議長

井舎議員、ただいま問題となっている表現が出されましたので、取り消してください。

○15番　井舎英生議員

ですから、これ、一般質問でも恐らく取り消されるものと思いますけど、一応皆さんに説明をいたしました。失礼します。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

これまでの質疑で、市民が理解し得る答弁が得られたものはありませんでした。

質疑前に高比良の弁明がありましたが、これに対して正当な反論ができなかったように、決議自体が最低限の体裁も整えることのないまま、決議文の作成者すら明らかでないように、誰も責任を取らずに、「赤信号、みんなで渡れば怖くない」とした荒唐無稽なものであることがこの質疑によって明らかとなったことと、市民が、誰が加害者であるかを判断できるような答弁での御協力に感謝して、質疑を終わります。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。藤原議員。

○３番　藤原豊和議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第10号につきましては、委員会付託を省略し、本会議におきまして即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

お聞きのとおり、藤原議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、河合議員。

（６番　河合達雄議員登壇）

○６番　河合達雄議員

本決議には反対の立場で討論を行います。

結論から先に申しますと、本件決議は、前市長を最も厳しく追及し続けている高比良に対する前市長による揚げ足取りに加え、議員特権をなくし、議会がこれまで隠蔽し続けてきた全てを暴き、市民に公開し続ける高比良への、議会のことは市民にばらすなとする抵抗勢力の断末魔だと断言します。

６月議会での市政報告配布に政務活動費を使うなとの条例案で、これが上程されたのも高比良のせいだと、同じように反対するその背中を共産と無所属フォーラムは攻撃していたように、またこの12年間、高比良提案以外には議会改革がほとんど見られないほど議会は議員特権を謳歌し続けてきたことからも、議会によらしむべし知らしむべからずと多くの議員が考えていることは明白です。高比良は何度もこれらの身内に甘い問題を指摘し、公開討論を申し入れてきましたが、これまで一度も説明責任を果たした議員はいません。

本決議では、高比良をさもハラスメント加害者であるかのように攻め立てる空疎な文面が羅列されていますが、議会が見て見ぬふりを続ける中、女性議員への配慮では、橘川議員へのパワハラを行った議員に対して議場での謝罪を促したこと、女性議員のトイレ不足で、議長室のトイレを職員も含めた女性全員で使うように改善したこと、維新会派が分裂して１人会派になった際、藤原議員が元維新控室を占有していたので、平等に幹事長会でじゃんけんやくじ引で使用者を決めるよう提案し、この夏は、廊下にある控室では酷暑で熱中症になるからと、元維新控室を熱中症防止のためにクールスポットとして使うよう提言したこと、維新の２人に対して幹事長会が同室傍聴できたことも含めて高比良の提案によるもので、中岡議員はその恩恵を最も受けた女性議員であるのは全議員が承知していることです。

人権問題について、高比良は実際に排外主義者などを現場で戒めるだけでなく、政策討論会では開始以来15年目で初めて男女共同参画、ジェンダーフリー社会の実現をテーマにしたり、宇野議員が「おっさんが言うのは気持ち悪い」と言った小中学校への生理用品の配置についても交渉を続け、実現を模索しているように、女性、子供、障害者、性的マイノリティーなど社会的弱者に最も寄り添う、議会を代表する議員であり、その信念がぶれることはありません。

本決議文は、誰が書いたか、責任所持すら不明なだけでなく、問題となっている高比良発言が一切明示されず、根拠もないまま、主観的文章だけが続く、単なる恨み節のようなものとなっています。

さらに、文章の粗雑さだけでなく、中岡議員が作成し、各議員に賛同を願いに回っていたにもかかわらず、第三者が作成したかのように装う本決議文は不法手段による主張となりますので、社会通念上認められるものではなく、まして行政文書として提出するならば、その職員は処分対象となる

ような代物です。

このような外形的問題を抱えた文書にほぼ全員の議員が賛同していながら、誰も指摘をしなかったのならば、議会力の前に、日本語能力と社会適合能力を問われるものだと言わざるを得ません。

そして、殿本議員は「男性ばかりの酒宴の席に女性である中岡議員が行ったことも軽率だ」とも言っているように、賛同する議員の中にもそれぞれの思いがあることも添えておきます。

決議が提出されたのは一昨日で、高比良発言の８月25日から約３週間もかかって、しかも、この稚拙な急造したと思われる文書の内容について、当然ながら質疑に対して答弁ができなかったことで、９月14日幹事長会に引き続き本日も、賛同議員が内容を理解していないと露呈してしまいました。

テレビ岸和田の中継動画で高比良発言の内容を見返すこともない賛同者の意図は、単なる言葉狩りを政争の具として使用したことは明らかであり、未熟かつお粗末なだけでなく、市民を欺く重大な背信行為を表すものとして断罪されるものです。

このようなものを市民に見せ、あきれられるだけでは済まないような議会としての失態に、良心に基づき強く抗議し、前市長勢力及び議員特権に固執し続ける議会の体質改善を求めて、反対討論とします。

○友永修議長

次に、田中議員。

（９番　田中市子議員登壇）

○９番　田中市子議員

高比良正明議員に猛省を促す決議に賛成の立場で討論に参加いたします。

私たち市議会の役割は、市の重要な意思決定に関する事件を議決すること及び検査、調査などの権限を行使し、市民の福祉の増進のために力を尽くすことです。そのために、市民から選ばれた様々な立場や考え方を持つ議員が議論によって物事を決める場であり、言論の自由は最も尊重されるべきです。

しかし、言論の自由が保障されているからといって、他者の人格や尊厳を傷つけるような表現までが許されるものではありません。今回用いられた言葉は、決議案にありますように、歴史的な用いられ方などから、特定の職業や立場にある女性に対する蔑視や偏見を含み、人権上の配慮からメディアや公の文書では使用が避けられている言葉です。つまり、どのような文脈であろうと、議会のような公的な場では本来使うべきではない、女性蔑視、女性の尊厳を傷つける言葉です。そのため、高比良議員の一般質問終了時に、議長よりも指摘があったものであります。

ところが、この後に行われた９月４日の幹事長会で、高比良議員は同様の言葉、表現を用いました。このことは、高比良議員が自らの発言を真摯に振り返ることなく、無反省であることを示したにほかなりません。また、先ほどの発言においても、その姿勢が全く見られなかったということは、見られなかったどころか開き直ったということは、誠に残念であります。

さて、地方自治法第132条には、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとあります。無礼の言葉とは、議事に必要な限度を超えて、議員や関係者の正常な感情を強く反発させる言辞を指すと判例で示されています。必要のない言葉で個人への侮辱や嘲笑、人格攻撃や感情的な罵倒、議員の品位を損なう表現がなされた場合がそれに当たるもので、言い換えれば、必要があるならば認められる場合もあるという

ものです。

では、高比良議員は、この言葉を用いなければ、テーマとした市民協の市民参加と公開についてという本題の議論ができなかったでしょうか。この本題においては不必要な言葉であり、また、高比良議員が述べた、「それでも懇親会へ招待されているならば、〇〇としての役割のものかと想像するほかないわけです」という発言から明らかなように、市民協が女性議員をそのような役割で招いたに違いないという高比良議員の臆測にすぎません。これは、自分たちの地域社会をみんなの力でよくしていくことを目的に活動している市民協の皆さんに対しても失礼極まりないものであります。

今回の発言は、１人の議員への侮辱に当たる問題であると同時に、女性を蔑視し、その尊厳を傷つけるものです。また、議事に必要な範囲を超えているという点で、用いる必要もなかった言葉です。

私たち岸和田市議会議員は、日本国憲法第14条にある、全ての国民は法の下に平等であって、人種、心情、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないということを、この岸和田市で実現するために力を尽くさなければなりません。政治的立場や意見の違いがあっても、相手の人格や尊厳を傷つける言葉ではなく、政策と論理によって議論することこそが求められます。

以上の理由により、今回の発言について、高比良議員には真摯に振り返り、猛省することを求め、岸和田市議会が人権と個人の尊厳を大切にする議会であることを改めて確認する意味からも、本決議に賛成するものです。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

〇友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第10号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

〇友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

（５番　高比良正明議員着席）

〇友永修議長

次に、日程第８、特定事件の継続調査申出についてお諮りします。

御配付しております別紙のとおり、事業常任委員会及び議会運営委員会から特定事件の継続調査の申出がありましたので、この際、議会閉会中も継続して調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇友永修議長

御異議なしと認めます。よって、事業常任委員会及び議会運営委員会に係る特定事件の調査に関しては、議会閉会中も継続して調査することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は滞りなく全て議了されました。

先ほどの井舎議員の答弁の中で、問題となっている発言の取消しについて言いましたが、本人からまだ取り消しますとの言葉がないので、留保をかける形となります。後日、会議録を精査し、必要な措置を講ずることとしますので、よろしくお願いしま

す。

連日にわたり重要諸議案を慎重に御審議賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和８年第３回岸和田市議会定例会を閉会します。

午前11時27分閉会